

令和2年度 社会福祉法人東静会 事業報告

法人施設の状況報告

のぎくホームは令和2年4月1日に19世帯50名が在籍していた。令和3年3月31日現在は12世帯33名で、令和2年度の単年度で見ると暫定定員となる。原因として第1に国から一人につき10万円の特別給付金で家族数の多い家庭はそれを資金にアパート等へ転宅し、第2にコロナにより新規入所面談が減少したことと予測できるが断定するにはもう少し時間を要する。在籍者が激減したことにより、県内、愛知県、神奈川県、東京都23区へ施設のパンフレットを配布したが反応は全くなかった。

法人事業報告

新型コロナウイルス感染症に伴い、6月に東京事務所を設けたことである。国の要請もあり、極力、県を超えての移動を避けることで感染防止対策として決断した。これは所管課に見解を求め、理事会での同意を得て実施したものである。

① 理事会の開催について

全ての理事会は書面による表決とした。5月25日、9月9日、12月3日、3月21日に開催した。5月は決算、9月には東静会の一部の事務に関する規則（内規）の承認。12月には定款第18条の理事長等の職務執行状況報告（内規）の明確化。3月は例年通り、予算であり、4回ともに全て承認された。

② 監事監査

7月20日付けで「監事監査の開催延期について」を通知し、監事監査実施計画を大幅に見直し、定期業務監査（年2回）と定期会計監査（年1回）を省略し、5月20日に決算監事監査のみを実施した。

③ 評議員会の開催について

評議員会も理事会同様に書面による表決とし、第1回目は6月7日、第2回目は1月1日として。1回目は事業報告、決算による評議員会と2回目は補正予算であり、2回とも承認されている。

④ 外部監査

監事監査を省略したことで公認会計士による外部監査は5月14日の決算監査、10月23日、1月8日の定期監査と例年より1回減ったが外部監査は確実に実施された。当法人では平成29年度から河俣公認会計士の監査契約を締結し、会計監査を実施している。沼津市では税理士、公認会計士等による外部監査を導入している法人は3割に留まっている状況です。

⑤ 行政監査

1月20日に行政による法人監査が実施された。結果は文書による指摘事項はなかった。それでも口頭指導で評議員会を招集する場合、理事会の決議によること、であった。3年に1度に法人監査である。

⑥ 苦情解決第三者委員総括会議

2月24日に総括会議を開催している。「社会福祉事業の経営者は常に、その福祉サービスについて、利用者等から苦情の適切な解決に努めなくてはならない」とされ、国の指針により「苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために第三者委員を設置する」ように求められている。

本年度で実施要項の改正を行い、事業報告とホームページに苦情解決結果を公表することとした。

令和2年度については第三者委員会に直接、苦情が寄せられた件数は0件であり施設でも苦情解決の仕組みに乗せた件数も0件であり、公表する苦情は0件である。